

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から令和4年只見町議会1月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（大塚純一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、酒井右一君、4番、菅家忠君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

渡部勇夫町長。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

令和4年1月会議開催にあたりまして、行政諸報告を申し上げます。

1、大竹穂積氏の叙勲（旭日単光章）受章について。

永年にわたり町議会議員として町勢の伸展と住民福祉の向上に尽力されるなど、地方自治の振興発展に寄与された大竹穂積氏のご功績に対し叙勲（旭日単光章）が決定され、令和3年11月22日自宅において南会津地方振興局長から伝達されました。

2、鈴木征氏の令和3年秋の叙勲（旭日双光章）受章について。

永年にわたり町議会議員として町政の伸展と住民福祉の向上に尽力されるなど、地方自治の振興発展に寄与された鈴木征氏のご功績に対して叙勲（旭日双光章）が決定され、令和4年12月8日福島市において福島県知事から伝達されました。

3、本名誠氏の令和3年秋の叙勲（瑞宝単光章）受章について。

長年にわたり消防組織の育成強化や訓練の充実に尽力されるなど、消防活動に多大な貢献をされた本名誠氏のご功績に対して叙勲（瑞宝単光章）が決定され、令和4年1月13日只見町役場において南会津地方振興局長から伝達されました。

4、只見町インフォメーションセンターの業務開始について。

令和3年12月31日をもって一般社団法人只見町観光まちづくり協会が事業を終了したことにより、町の観光案内等については、当面、観光商工課において継続することとし、令和4年1月5日からJR只見駅内の只見町インフォメーションセンターにおいて業務を開始しました。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第1号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第1号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第9号）をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,620万円を追加をさせていただきますと、総額を歳入歳出それぞれ60億5,816万4,000円とさせていただきますのでございます。

お開きをいただきまして1ページご覧ください。

第1表 歳入歳出補正予算ということで、今回、歳入におきましては国庫支出金、国庫補助金を7,620万円追加をさせていただいております。

2ページ、歳出でございますが、民生費の社会福祉費におきまして7,620万。あと衛生費、保健衛生費におきまして61万4,000円の追加をさせていただき、予備費において61万4,000円の減額をさせていただいております。

事項別明細でご説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、5ページをご覧くださいと思います。国庫支出金、国庫補助金ということで、社会福祉費補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金となっております。国の補助事業の名称が、こういったことになってございますが、この中のメニューとして住民税の非課税世帯への給付金ということで、それに係る経費7,620万円を増額させていただいております。

歳出については、担当課のほうより説明をさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 説明の前に、資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田 功君） それでは、歳出であります。款の3、民生費。項の1、社会福祉費であります。目の1、社会福祉総務費でありますけれども、内容は歳入でございました住民税非課税世帯等に対する臨時特別交付金であります。節のほう、3の職員手当36万。そして役務費、通信運搬費で14万円。委託料200万円。これはシステム改修。そしてリストの（聴き取り不能）等に関わるものであります。19扶助費で7,370万円。住民税非課税世帯給付金でございます。

お配りしました資料をご覧くださいと思います。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金であります。

一番上に目的がございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金をプッシュ型で給付するものであります。

対象者であります。①基準日。令和3年12月10日において世帯全員の令和3年度の住

民税均等割が非課税である世帯。そして、②で、①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯、家計急変世帯ということでなっております。

給付額でありますけれども、1世帯あたり10万円であります。

5、給付時期ですけれども、準備が整った町村からできるだけ速やか、というふうに書いてございますが、予算が可決されましたら、1月下旬に案内を発送いたしまして、2月の下旬から3月の上旬を目途に支給を考えてございます。

6番、一番下に事業スキームということがありますけれども、①課税情報を元に抽出した対象世帯に、案内チラシと確認書を送付いたしまして、確認書を返送してもらいまして、指定口座への振込となりますが、これは①の、対象者①の方になります。②の、対象者②の方につきましては申請が必要になってございますので、そちらのほうも周知をしていきたいというふうに考えてございます。

項の1、社会福祉費につきましては以上でございます。

続きまして、下段になりますけれども、款の4、衛生費。項の1、保健衛生費でございます。2目の予防費であります。61万4,000円を補正するものでございます。こちらのほう、内容といたしましては需用費で消耗品、新型コロナウイルス感染症対策事業ということで50万1,000円あります。この内容は、ハントソープや、あと環境消毒液。そして、手指消毒液等になってございます。17の備品購入費につきましては、機械器具費で11万3,000円ありますけれども、パルスオキシメーター3台分をお願いするものでございます。こちらのほう、財源は国の地方創生臨時交付金が充てられることになってございますが、歳入のほうにはございませんけれども、後程、財源の振替で対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 7ページ、予備費でございますが、61万4,000円を減額をさせていただいて調整をさせていただきました。

8ページ・9ページにつきましては給与費明細書ということになってございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の説明での、10万円の住民税非課税世帯への給付金の関係ですが、二つあります。

一つは、今ほどの説明の中で、説明資料のほうで、一番下に、住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないことということは、例えば、本人は、これの対象になる水準、住民税非課税で生活されていると。しかし、その、例えば子供さんが、所得税法上の扶養親族にしているという場合も、これは対象外というふうになるんですか。この扶養親族の規定のところ。それが1点。

それからもう一つは、これ、700人ちょっとだと思んですけど、対象が。そうすると、この7年間ぐらいで、やっぱ200世帯以上が住民税非課税になるというふうが増えてきていると思うんですね。その内容を、どう捉えていらっしゃるのか。

その2点お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） はじめの扶養親族の関係ですけれども、こちらで住民票があって非課税の方で、が対象。一つは対象ですけれども、ほかに息子さんとか、のところの方の扶養になっていけば、このお見込みのとおり対象外ということになります。

二つ目の、737世帯ということで計上しておりますけれども、うち10世帯は家計急変ということで想定をしております。残りは727世帯になりますけれども、ここから、最大ということで考えておりますので、ここからその対象外というものを除いて落ちていくものと思われま。それとあと、以前より増えているということのお話でございますけれども、やはりあの、高齢化率が上がっていくということで、65歳以上が上がれば、就労人口、就労者が減るということで上がっていくということは、連関しているところではあるのかなというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますとね、この扶養親族の関係ですけれども、大体まあ、これ、65歳以上が基準になるかと思うんですけど。これは高齢者じゃないから関係ない。

で、あの、要するに、例えばね、一人暮らしにしろ、夫婦二人にしろ、80歳以上の高齢者が、子供さんいけば、大体、扶養親族にしていると思うんですね。子供がいけば。そうすると、そういう方達というのは、例えば年金で、本人たちの収入がね、まあ、大体、80以上だと3万から6万の間と。月。で、本人達は、いわゆる住民税非課税世帯になっていると。しかし、子供の扶養親族に入っているからもらえないということになると、この趣旨が活かされないんじゃないかという懸念がするんですね。私あの、9月・12月会議でも福祉灯油の問題、提案しましたけれども、この寒い冬の中でね、扶養親族に、子供の扶養親族になっているからといってもらえないというんでは、大変な状況じゃないかなというふうに思うんですけど、その辺についてはどう考えられますか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） こちらのほう、国の制度でありますので、国の制度に則って行うこととなります。おっしゃっている、要するに近くにいないで、ここで暮らす人々というのは、そういう方々というのは大変だという趣旨かと思えますけれども、やはりあの、扶養される方には扶養の義務というものもございますので、その辺のところをご理解いただきたいというふうに…（聴き取り不能）

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

3回目。

○8番（山岸国夫君） 3回目なんで。

この雪の中でね、特に、これは全国的な対象になるわけですがけれども、私、やっぱり、冬の中で生活している、収入の少ない人達。しかし、そういう人へのこの交付金、必要だなどというのは重々承知しております。しかし、扶養親族になっているからといって、なれば、この、もらえないということだと、それは子供さんが扶養義務があるという答弁でしたけれども、子供さんだってそれぞれの生活があって、大変な思いで生活しているわけですから、これはあの、個人のね、そういう、それぞれの親を面倒看ろというやり方じゃなくて、それぞれのやっぱり状況に合った支援すべきだというふうに私は思いますので、これ、国の基準で町ではどうしようもないというんであれば、これ、どうしようもないですが、しかしその、いわゆる国民年金だけでね、それで月3万から、最高でも6万。平均すれば4・5万だと思いますよ。そういう方が多くいらっしゃると思うんですが、そういうふうにこの、扶養親族になっているために、これが給付がされない世帯数というのはどのぐらいになるかわかりま

すか。お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） これから確認書で照会してやるものでございますので、現在のところ申し上げられる数字はございません。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 今いただいた資料がですね、内閣府から出されている資料の一枚目だと思います。あと内閣府の資料には、あと2ページ目・3ページ目とございまして、主にですね、家計急変の方々への対応というところを書いてあるかと思います。先ほどの課長のご答弁ですと、住民税非課税世帯の方々へのプッシュ型というのは、わりかしわかるんですけども、家計が急変された方にはお知らせしますというところのご答弁、ご説明だけでしたので、どのようにご説明されるのかというところがまず1点、そのスケジュール含めて1点と。

あとですね、家計が急変したというふうに、なかなか自分のほうで対象かどうかというところがわかりにくい方が多いかと思います。で、こちらの資料のほうにはですね、例えばですね、確定申告、今回の令和3年度の確定申告を基に対象かどうかだとか、そういったところの、もう少しこちら、自分が該当しているかどうかというところ、町民の方にわかりやすく、どのように周知をされていくのか。というところをちょっと、ご説明をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議員のおっしゃるところ、ごもつともと思いますので、まず、おしらせばん。そして、あとは直接、こちらに問い合わせいただく等の方法で行っていきたいと思います。なお、周知の期間につきましては、発送の時期と同じ、同時期にですね、確認書の発送の時期と同時期に周知を始めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 例えばですね、先ほど、おしらせばんでとおっしゃっておいりましたので、ここの内閣府の資料のほうにはですね、非常にややこしい資料、数字、これを足して、あれを足して、これより、この金額より少なかったら対象ですというふうに書いてあります

ので、これをぱっと見、最初に見て、理解して、自分が対象になってる、対象じゃないというのは難しいですので、例えば昨年度の年収から何パーセントぐらい下がったかなとか、そういうところの方が対象かもしれませんので、そういった方はお問合せくださいというように、わかりやすいような、日々の生活の収入支出でわかりやすいようなお知らせへの広報の仕方をお願いしたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） そのように心がけて周知したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第1号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここで、お諮りをいたします。

町長より、議案第2号 財産の取得についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。
追加議案を配付させます。

〔追加議案配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、議案第2号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第2号 財産の取得についてご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得する。1、名称、種類、数量、除雪ドーザー（18トン級）2台。
2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、4,598万円。4、契約の相手方、福島県河
沼郡会津坂下町大字宮古字村西26-1、ロジスネクスト東北株式会社会津支部、支店長、
齋藤将也。

こちら、議案でございますけれども、議会12月会議で債務負担議決をちょうだいして実
施をしておるものでございます。

資料をご覧いただきたいと思います。

議案第2号資料です。こちらにつきましては入札を令和4年1月17日に実施をいたしま
した。指名業者、6者でございますけれども、除雪車で入札参加願が出されている6者を指
名をして実施をしたところでございます。結果といたしましては再入札まで行いましたけれ
ども、落札者はございませんでした。

裏面をご覧をいただきたいと思います。

その後ですね、地方自治法施行令の規定に基づきまして、最低価格入札業者であるロジスネクスト東北の株式会社と随意契約に入りました。再度の入札に対し落札者がいない場合の随意契約ができる規定に基づいて実施をしたところ、見積額4,598万円ということで、予定価格以内ということで今回、随意契約を、仮契約でございますが、締結をさせていただいたところでございます。

今回の更新車でございますが、2台ということで、場所につきましては役場から下側といえますか、新町間の路線でございます。平成12年購入の、22年間使用したドーザーの更新。さらには、もう1台は上福井から蓮ノ原、黒谷の蓮ノ原あたりの路線でございますが、16年使用したドーザーということでございます。2台とも、メーカーといたしましては日立社というようなことになります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 12月の会議において、債務負担ということで、その時の説明では、納車は4年の11月、降雪前になるという説明をいただきました。この納車に関しては、変更はどのようになって、変更ないですか。ありますか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 12月会議でも申し上げましたとおり、納車につきましては、仕様書にも提示しておりますが、11月30日までに納車できる方が応札をされたというふうなことでございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まあ、中野議員の説明もあって、納車時期は令和4年かな。令和4年の11月に納車される2台であるということがわかりましたが、これあの、機械の増設ではなくて更新だということの説明でしたが、これは私の理解のとおりでよろしいですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 基本的にはそういう形になりますけれども、その中でも予備車として利用が可能なものがあれば、なお、確認をしながら、そういった形で対応はしていくというようなことで考えております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今年度の除雪計画なり、あったと思いますが、勿論この、新規に納入される。令和4年の11月、今シーズンには間に合わない。その予備車として使うということは、従来、今あの、更新前として使っておられる2台があるはずですから、この2台のほかに予備車があるということですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） はい。ございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

3回目。

○3番（酒井右一君） 3回ですので、少し大きな話をお伺いしますが、そうすると、予備車を使うと、今年は相当、寒波が来襲で、おそらく豪雪対策本部ということになるんであります。この予備車というのは追加されるんであって、除雪計画時点で考えた数字より1台予備車が増えるということでもありますかと。そして、今シーズンの除雪に、つまり予備車が使われるから、従来の更新するという機械、プラスアルファで、今シーズンは1台余計に使えるということだと。これ一つ。

それからあの、私も除雪について考えてみたんですが、除雪をまずしなければならないのは、変な話をしますが、最も大切な理由はなんでしょうか。除雪をする。町道除雪ですが。何ができなくなるから除雪をしなければならないという、除雪の大義ですわな。ここをひとつお知らせ願いたい。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） まず予備車の関係でございますが、1台増えるかどうか。程度も含めてですね、確認をしたうえで、予備車として残すのか・残さないのか、というものを、今利用しているものも含めてですね、検討していくということになるろうかと思えます。

それと、除雪を何故するのかといいますか、そちらについては住民の生産活動であったり、そういったものを円滑に進めて、円滑に行えるように、日常生活に支障を来さないように実施を、生活を安定させていくというようなことを目的に実施をしているということと理解を

しております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第2号 財産の取得については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午前10時36分）